



## 2 活用事例集 (2) まちづくり方策の事例

空き家やその跡地といった遊休不動産の有効活用によって、防災やまちの活性化などを誘発している事例を紹介します。

番号	分類		場所	活動主体
	①防災・防犯 ③まちなか居住	②地域コミュニティの活性化 ④にぎわい		
1	①防災・防犯 ②地域コミュニティの活性化	跡地活用	本庄市	本庄市
2	②地域コミュニティの活性化	跡地活用	深谷市	深谷市
3	④にぎわい	空き家活用	草加市	草加市 他
4	④にぎわい	空き家活用	川越市	川越市 他
5	②地域コミュニティの活性化 ④にぎわい	空き家活用	小川町	小川町移住サポートセンター(町が委託)
6	①防災・防犯 ③まちなか居住	空き家・跡地活用	毛呂山町	地元不動産業者
7	①防災・防犯 ②地域コミュニティの活性化	跡地活用	東京都文京区	文京区
8	①防災・防犯	跡地活用	長崎県長崎市	長崎市
9	②地域コミュニティの活性化 ④にぎわい	跡地活用	佐賀県佐賀市	佐賀市街なか再生会議
10	②地域コミュニティの活性化	空き家活用	東京都世田谷区	(一財)世田谷トラストまちづくり
11	③まちなか居住	空き家・跡地活用	福井県金沢市	金沢市
12	③まちなか居住	空き家活用 建て替え	島根県松江市	松江市
13	④にぎわい	空き家活用	福岡県北九州市	北九州市

番号	1	分類	①防災・防犯 ②地域コミュニティの活性化
事業主体	本庄市	場所	本庄市
概要	<p>中心市街地等いわゆる住宅が密集している既成市街地の空き家対策として、建物の除却を誘導するため、管理不全の空き家が除却されて生じた土地を、市が無償貸与を受け、ポケットパークとして整備。空き家の除却の補助制度がある。</p>		
取組内容等	<p><b>【ポケットパーク整備事業】</b></p> <p>「本庄市空き家等の適正管理に関する条例」の趣旨に基づく管理不全の空き家等が除却されて生じた土地を、必要に応じ市が原則 5 年間の使用貸借契約を結び、簡易な植栽やベンチ等を設置したポケットパークとして整備。土地所有者は固定資産税の減免措置を受けることができる。</p> <p>ポケットパークとして整備することで、周辺住民のコミュニティ活動の推進や公園愛護精神の高揚、災害時の避難場所や延焼の防止、緑化の推進、景観の改善を図る。</p>  <p><b>【危険空き家除却補助事業】</b></p> <p>市民の安全と安心を確保するため、空き家等のうち特に危険な建築物を除却する所有者等に、補助対象工事に要する費用に 2 分の 1 を乗じて得た額で 1 敷地につき 50 万円を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>■今後の展開</p> <p>ポケットパークが複数できれば、将来、狭隘道路の改善につながるとともに、そこを拠点として、民間との協働によりミニ区画整理を誘発することができる。</p>		

番号	2	分類	②地域コミュニティの活性化 ④にぎわい
事業主体	深谷市	場所	深谷市
概要	<p>区画整理事業地区内の一時的に生じた空き地に移設が容易なコンテナを用いて、イベントやワークショップ、店舗のレンタルスペースの「深谷ベース」を整備し、街の賑わいを創出。</p> <p>区画整理の進行に合わせて、別の空き地に短期間で移設し、事業の継続ができる。</p>		
取組内容等	<p><b>【深谷ベース 施設概要】</b></p> <p>「事務所棟」(コンテナ1棟(約3坪)) 受付、案内など</p> <p>「トイレ棟」(コンテナ1棟(約3坪))</p> <p>「キッチンラボ」(コンテナ1棟(約3坪)) 簡易キッチンセット有</p> <p>「深谷ギャラリー」(コンテナ2棟(約6坪)) 会議やギャラリーに</p> <p>「ウッドデッキ&amp;ガーデン」 物品販売、興行、集会、展示等</p> <p>運営管理：深谷市(受付、清掃は業務委託)</p> <div style="text-align: center;">  </div>		

番号	3	分類	④にぎわい
活動主体等	草加市、そうかりノベーションまちづくり協議会、家守会社、リノベーションスクール受講生	場所	草加市
概要	中心市街地の使われていない空き物件の所有者と創業希望者を結び付け、市街地の活性化を図る。空き物件をリノベーションにより再生・活用、地域で新たな事業を起こし、新たな雇用とにぎわいを生み出す取り組みを推進。		

取組内容等

【まちのトレジャーハンティング】

トレジャーハンターと呼ばれる専門家と参加者がチームを組み、中心市街地の遊休不動産などを歩いて発見し、その活用方法などを考える、遊休不動産を活用する意識醸成の活動。

【リノベーションスクール】

市が遊休不動産の所有者に声をかけ題材物件として提供してもらう。国内の先駆的なリノベーション事業者を講師として迎え、受講生とともに物件の活用方法や事業計画を作成し、所有者に提案する。

所有者から了承が得られれば、スクール後は提案を元に事業化を目指す。

【実績】 H29.11 現在

平成28年度に第1回リノベーションスクール@そうかを開催。

3案件中1案件が事業化され、残り2案件についても準備を進めている。

平成29年度に第2回リノベーションスクール@そうかを開催。

4案件の事業化に向けて準備を進めている。

その他不動産オーナー自身でのリノベーション事業や当該エリアでの新規出店などの波及効果も出てきている。

【事業化物件】

Before



After (野菜とお酒のバル)



#### 【その他】

行政と民間が連携する公民連携の体制で推進している。

具体的には、ただ単に空き家や空き店舗が活用されることを目指すのではなく、「そうかリノベーションまちづくり構想」を策定し、きちんと目指す将来の姿を都市戦略として明確にしたうえで、構想の実現に資する事業を民間と連携してすすめている。

併せて「そうかリノベーションまちづくり協議会」を設置。家守部会、不動産部会、建築部会、金融部会、学生連携部会を設置し、家守の連携や不動産提供、建築知識のアドバイス、市民ファンドの整備、学生の参画等、リノベーションまちづくりを民間側からサポートする体制を目指している。

また、民間事業者が事業を行う上で重要となる金融支援環境については、日本政策金融公庫と連携しながら利子補給を実施している。

#### 【目指す将来の姿】

- 空間資源、産業・文化・歴史資源、人的資源を活用し、複合的に地域経営課題の解決を図ると同時に、ニーズに合ったまちのコンテンツ（都市型産業）を創出する。
- 新しい暮らし方や新しい働き方を生み出し、地域経済の活性化を図る。
- 新しい都市型コミュニティを形成し、地域に暮らす一人一人の生活環境にあった快適な暮らしのスタイルを創造する。

番号	4	分類	④にぎわい
活動主体等	川越市	場所	川越市
概要	リノベーションによる建物の再生とそれを活用する人材の発掘・支援を行うことで空き店舗等の解消を図る。また同過程を通じ、事業スキームの構築と担い手の育成を行い、民間主導によるエリア価値の向上や、地域の活性化につなげる。		
取組内容等	<p>川越市では「リノベーションによる空き店舗等再生事業」を実施している。</p> <p>事業では講演会、シンポジウム、まちづくりキャンプ等を開催し、リノベーションによる建物の再生とそれを活用する人材の発掘・支援を行い、空き店舗等の解消を図っている。事業に係る技術支援として民間業者に委託を行い、講演会等の企画、情報発信、人材育成等について支援を受けている。</p> <p><b>【まちづくりキャンプ】</b></p> <p>「まちづくりキャンプ」は専門家を講師として迎え、創業希望者ととともに物件調査、事業計画を作成し、最終日に不動産オーナーにリノベーションを含む事業の提案を行うものである。</p> <p>不動産オーナーから了承が得られれば、キャンプ後は提案を基に事業化を目指す。</p> <p><b>【物件探し】</b></p> <p>まちづくりキャンプで題材とする空き店舗等は地元不動産へのヒアリングを行いながら、市職員が街を歩き1件ずつピックアップしている。その後、不動産オーナーにアプローチするため、登記簿謄本を取得、近隣の方々への聞き込みなどを行い、情報を集めている。</p> <p>物件の選定では、リノベーションして魅力的な空間になるかどうか重要であり、事業収益性の確保の可否を含め、その判断は委託先から技術支援を受けている。</p> <p><b>【創業希望者探し】</b></p> <p>商店街などでチラシを配布、SNSで当該事業のページを作成し情報発信して、まちづくりキャンプへ実際にアクションを起こす意欲ある参加者の募集を行っている。さらに、市職員が自ら講演会、シンポジウム等に参加した方にも声掛けしている。</p>		

【実績】H30.2 現在

平成28年度に第1回まちづくりキャンプを開催。2案件中、1案件が事業化され飲食店にリノベーション。その他、エリアリノベーション講演会、まちあるきワークショップ、資金調達相談会等を開催。

平成29年度に第2回まちづくりキャンプを開催。2案件が対象。その他、エリアリノベーション講演会、かわごえデザイン会議、不動産オーナー向けリノベーションセミナー等を開催。

【事業化事例（H28年度）】



Before



After (カフェ、酒場)

【チラシ】

【事業目標】

平成28～29年度は駅周辺の商店街を対象に事業を実施したが、平成29～30年度は郊外の商店街を対象に事業を実施している。将来的に郊外の商店街でも民間主導で事業が展開することを目指している。

番号	5	分類	②地域コミュニティの活性化 ④にぎわい
活動主体等	小川町 小川町移住サポートセンター	場所	小川町
概要	賑わいづくりの一環として、町が事業者をプロポーザルにより選定、委託し移住促進のための取組を推進（移住サポートセンター事業） ○町の魅力発信 ○移住希望者と空き家のマッチング		
<b>取組内容等</b> 人口減少問題に対応するため移住者を確保することを目的とし、移住希望者への情報発信や空き家のマッチング等について、町が事業委託をし平成28年6月から本格的に事業をスタート。  <b>【町の魅力発信】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と移住希望者の街歩きを開催して小川町の魅力を紹介。</li> <li>・セミナー、メルマガ、facebook 等による情報発信。（今後は動画の配信を予定）</li> <li>・移住希望者のニーズとして多い、有機農業や都心へのアクセスもPR。</li> </ul> <b>【移住希望者と空き家のマッチング】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住希望者は移住サポートセンター窓口による登録制とし、移住サポートセンターが空き家情報を随時提供している。</li> <li>・所有者に活用の意向があれば、所有者、移住希望者、移住サポートセンターを含めた3者で調整を行っている。</li> <li>・移住者が希望するような空き物件の情報を不動産業者、自治会へのヒアリングなどにより収集している。</li> <li>・移住希望者がイメージする物件に対する条件の取捨選択のサポート、物件の掘り起しを行っている。</li> </ul> <b>【実績】</b> <平成28年度> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住、住み替え等による空き家解消件数 10件（賃貸9件、売買1件）</li> <li>・移住希望相談 約100件</li> <li>・移住世帯は様々で40代夫婦、単身、子育て世代など</li> </ul> <b>【町の関わり方】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業委託、町のホームページ・広報誌等での事業紹介。</li> </ul> <p style="text-align: center;">※当該事業は埼玉県ふるさと創造資金の補助を受けている。</p>			



## 【移住事例】

### 事例①

- 調整区域
  - 平屋畑付の賃貸
  - 子育て世帯（自営業）
- ＜賃貸条件等＞
- 家財道具処分、改修は借主負担だが負担分の家賃不要、現状回復不要

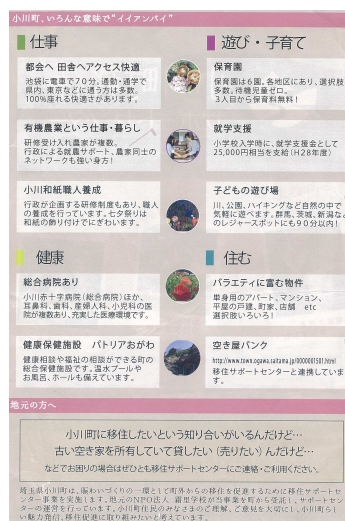
### 事例②

- 調整区域
  - 古民家蔵付の賃貸
  - 会社経営者
- ＜賃貸条件等＞
- 改修は借主負担、現状回復不要
  - 蔵でコンサートなどを開催

## 【ホームページ】



## 【チラシ】



番号	6	分類	①防災・防犯 ③まちなか居住
事業主体	地元不動産業者	場所	毛呂山町
概要	開発されて50年以上経過した狭小な住宅団地において、空き家・空き地が発生した際、地元不動産業者が隣地の住民等にその購入を働きかけている。その結果2戸1化が進み居住環境が向上している。		

取組内容等

●隣地取得のあっせんによる居住環境の向上（埼玉県毛呂山町）

（取組の経緯）

埼玉県毛呂山町は、東京都心から50km圏内に位置する人口3万5,000人（平成29年3月現在）の町である。当町に存在する「長瀬団地」は昭和30年代後半に、旧住宅地造成事業のもと民間事業者によって開発され、区画の平均面積は「第一団地」が66㎡（20坪）、「第二団地」が89㎡（27坪）と狭小であり、道路幅員も約4mと、住居環境の水準は低かった。また、住宅は当初建売分譲であったが、平屋建て、土壁・板壁であり、延べ床面積は約40㎡の極小住宅であった。当該団地は開発から50年以上が経過したが、団地全体の高齢化が進んだ結果、管理が不十分なものも含め、多数の空き家・空き地が発生した（図表3-4-6）。

図表3-4-6 隣地取得前の毛呂山団地



資料：国土交通省

（取組の特徴）

居住者の転居等により空き家・空き地が発生した際、地元の不動産業者が最初に近隣の居住者等に購入を働きかけている。この結果、昭和50年頃から約200件の隣地取得が行われており、団地内における空き地等の発生を抑制するとともに、敷地の拡大によって居住環境の改善が図られている（図表3-4-7）。

図表3-4-7 隣地の取得による敷地の拡大・建替え事例







資料：国土交通省

資料 国土交通省 平成 29 年版土地白書

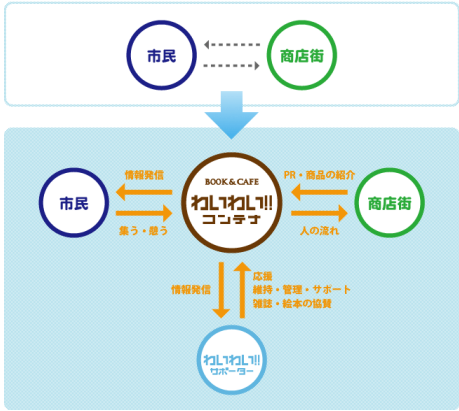
【地域の特徴】



- 一敷地が狭く比較的単価が安い。このため、隣地を購入したい住民が多い傾向にある。
- 建物・土地が空く度に、不動産業者が隣地住民に購入の意向を聞いていた結果、2戸1化が進み居住環境が向上している。

番号	7	分類	①防災・防犯 ②地域コミュニティ活性化
事業主体	文京区	場所	文京区
概要	<p>管理不全のため危険な状態になっている空き家等について、所有者等からの申請に基づき、空き家等の危険度を区が調査。</p> <p>空き家等の除却後跡地が防犯・防災対策や地域コミュニティの形成などの行政目的に利用可能か区が検討し、利用可能な場合は、除却費用に対して補助を実施している。</p>		
取組内容等	<p><b>【事業のながれ】</b></p> <p>管理不全のため危険な状態になっている空き家等について所有者等からの申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>空き家等が危険な状態となっており、跡地利用が可能とされた場合、区と跡地利用契約を締結した後に所有者等が自ら除却。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>区が200万円（消費税を含む。）を上限に、除却に要した費用を補助。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>除却後の跡地を区が無償で原則10年間借り受け、行政目的で使用。</p> <p>■調査した結果、継続して使用できると判断された空き家等については、地域課題に取り組むNPO等へ情報提供。</p> <p><b>【審査機関】</b></p> <p>申請された空き家等が管理不全かどうかを審査する機関として、老朽家屋審査会（区、警察、消防）を、跡地の活用方法を検討するための機関として、老朽家屋除却跡地利用検討会（区の関係課長）を設置。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <span style="font-size: 2em;">⇒</span>  </div>		

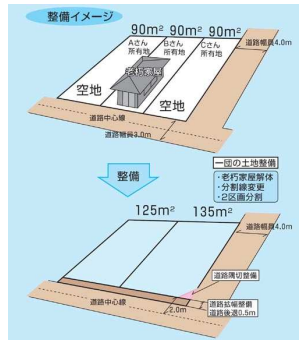
番号	8	分類	①防災・防犯
事業主体	長崎市	場所	長崎県長崎市
概要	<p>防災、防犯等の向上を図るため、市街地において、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者からその建物及び土地が市に寄附等がされたものを市が除却している。</p>		
取組内容等	<p><b>【老朽危険空き家対策事業】</b></p> <p>老朽危険空き家について、地域の防災、防犯などのために、下記の条件にすべて当てはまるものの解体を行い、公共空間を確保。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.対象区域内にあるもの（既成市街地 約 3,900ha）</li> <li>2.所有者から土地と建物を長崎市へ寄附又は無償譲渡されること</li> <li>3.解体後の土地の日常の維持管理を、地域住民が行うこと</li> </ol> <p>○主な手順</p> <p>申込者（所有者または相続人）⇒まちづくり推進室受付⇒現地調査⇒地元意向調査⇒申込者申請書提出⇒判定⇒申込者へ通知⇒解体⇒整地⇒地元利用・管理</p> <p>○実績</p> <p>平成18年度～25年度 41件</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>～参考～</p> <p>○「老朽危険空き家除却費補助金」</p> <p>長崎市内を対象に除却の補助制度（最大50万円）がある。</p>		

番号	9	分類	②地域コミュニティの活性化 ④にぎわい
事業主体	佐賀市街なか再生 会議	場所	佐賀県佐賀市
概要	街なかの空き地を借地し、コンテナを使った図書館や交流スペース、チャレンジショップを設置し、街なかの回遊性を促し、街なかのにぎわいを再生している。平成23年度～27年度の社会実験。		
取組内容等	<p><b>【事業内容】</b>            主催：佐賀市街なか再生会議（自治会、企業経営者、学識者）            事務局：NPO 法人まちづくり機構ユマニテさが（民地を借地、市と委託契約を締結）            名称：佐賀「わいわい!!コンテナ2」プロジェクト            所在地：佐賀市呉服元町2番地内            設計会社：ワークヴィジョンズ            施工会社：大洋建設            主要用途：図書室、交流施設、ギャラリー、トイレ            敷地面積 337 ㎡（申請面積）、建築面積 88.8 ㎡、延床面積 88.8 ㎡            構造：鉄骨造地上1階（海上輸送用コンテナ 20Ft×4 基、40Ft×1 基）            外構：ウッドデッキ 60 ㎡・高麗芝 165 ㎡</p> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数：平成 24 年度 24,974 人 平成 25 年度 68,587 人</li> <li>コンテナの設置後に周辺に相次いで店舗が開設され、それに伴い人通りが増えるという好循環をもたらしている</li> </ul>		



番号	10	分類	②地域コミュニティの活性化
事業主体	一般財団法人世田谷 トラストまちづくり	場所	東京都世田谷区
概要	<p>空き家等を地域資源として有効活用することで、地域の人々がゆるやかにつながりを持ちながら共に暮らしていける「地域コミュニティの活性化・再生」をめざし、オーナーと利用団体のマッチングに取り組んでいる。</p>		
取組内容等	<p><b>【空き家等地域貢献活用相談窓口】</b> 相談窓口の業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 空き家等をお持ちで地域貢献に提供しても良いと思っているオーナーからの相談を受ける。</li> <li>2 オーナーの考えを伺い、実際に現地で物件の調査を行い、活用の方法を一緒に考える。</li> <li>3 区の関連部署や NPO 等活用を希望する団体との出会いをサポートする。</li> <li>4 空き家等を活用したいと考えている地域貢献団体の情報収集も行う。</li> </ol> <p><b>【世田谷らしい空き家等の地域貢献活用モデル募集】</b> 世田谷区内において、空き家等（空き家・空室・空き部屋）で、オーナーまたは地域活動団体が主体となって行う地域貢献活用企画を募集し、その活用事例をモデルとして選定し、今後の世田谷における、空き家等の地域貢献活用の普及・促進をめざす。 モデル候補として選ばれると、1モデルあたり最大200万円の助成。助成金は、企画を実現するための初期整備費用として、空き家等の改修工事費、備品購入等に使うことができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>きぬたまの家 (子育て支援施設)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>いいおかさんちであ・そ・ぼ (子供の地域交流施設)</p> </div> </div> <p><b>【実績】</b> 利用希望団体登録 約400件、成約2件/年程度</p>		

番号	11	分類	③まちなか居住
事業主体	金沢市	場所	福井県金沢市
概要	まちなか区域で良好な住環境を整備し、定住を促進するための一環として、空き家や空き地の活用に補助を行っている。		
取組内容等	<p>金沢市では、平成13年4月に「まちなかにおける定住の促進に関する条例」を制定し、まちなか居住に取り組んでいる。</p> <p><b>【まちなか低未利用地活用促進事業補助金】</b> まちなかの4m未満の狭あい道路に接する500㎡未満の低未利用地を2区画以上の戸建て住宅（1区画135㎡以上）に係る宅地を整備する場合に助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成内容 道路用地費（隅切り部のみ）の10/10 道路工事費の10/10（拡幅用地は市に寄付）、老朽建築物の除却費の1/2</li> </ul> <p><b>【まちなか空地活用促進奨励金】</b> まちなか低未利用地活用促進事業補助金に適用となった空地の売り主に助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成内容 譲渡所得金額相当分の3%（限度額30万円）</li> </ul> <p><b>【まちなか空家活用促進補助金】</b> 昭和26年以降に建築された空家を購入し、自ら定住する方に対して内部改修工事費を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成内容 内部改修費の1/2（限度額50万円）</li> <li>加算（45歳未満） 内部改修費の1/2（限度額50万円）</li> </ul> <p><b>【まちなかの中古分譲マンション改修費補助金】</b> 昭和56年6月1日以降に建築された中古分譲マンションを購入し、自ら定住する方に対して内部改修費を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成内容 内部改修費の1/2（限度額25万円）</li> <li>加算（45歳未満） 内部改修費の1/2（限度額25万円）</li> </ul>		





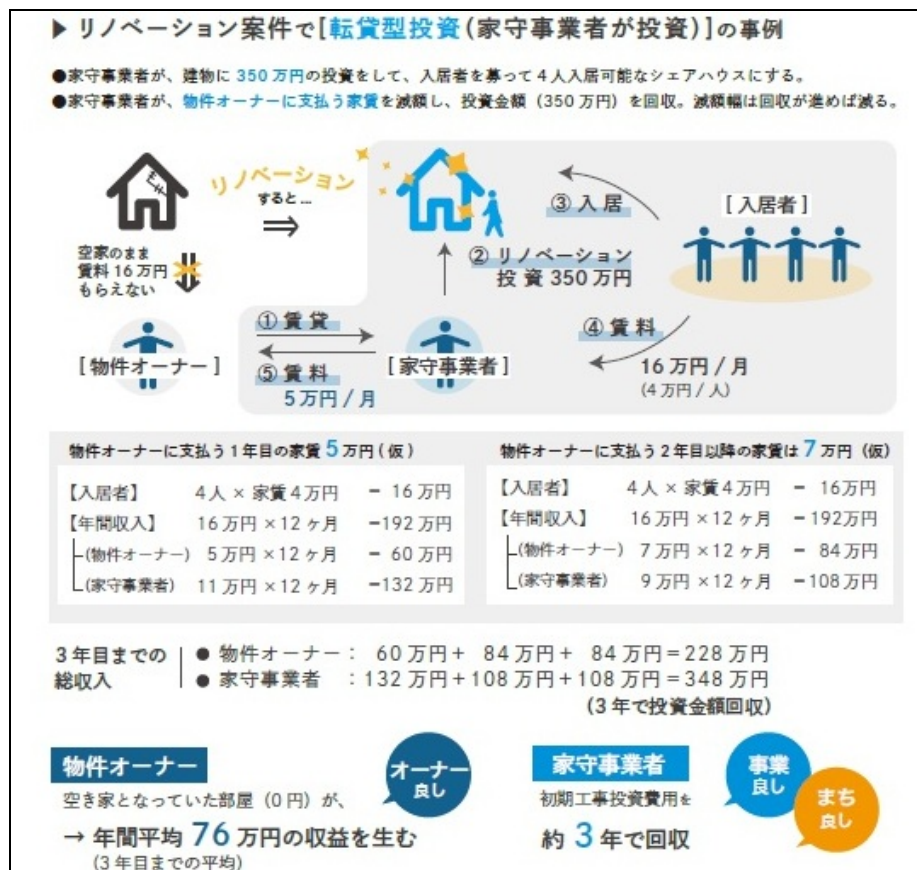
番号	12	分類	③まちなか居住
事業主体	松江市	場所	島根県松江市
概要	平成23年度に制定した空き家管理条例の中で、まちなか（中心市街地）に居住促進するため、重点的に空き家の適正管理及び有効活用を推進すると定め、まちなかでの中古住宅の取得や住宅団地の整備を重点的に支援している。		
取組内容等	<p><b>【中古木造住宅取得等支援事業補助金交付制度】</b>          中古木造住宅の取得及び改修・建て替えを支援</p> <p>○取得の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税相当額を補助</li> <li>市内：上限5万円×最長3年間</li> <li>中心市街地：上限7万円×最長3年間</li> </ul> <p>○改修費用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、床、空調、給排水設備などの改修工事費を補助</li> <li>市内：補助率10%（上限40万円）</li> <li>中心市街地：補助率20%（上限80万円）</li> </ul> <p>○建て替え時の解体費用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>築後20年を経過した中古木造住宅を購入した人に購入した住宅の解体費を補助</li> <li>市内：補助率2/3（上限70万円）</li> <li>中心市街地：補助率80%（上限100万円）木造以外も対象</li> </ul> <p><b>【戸建賃貸住宅改修支援事業補助金】</b>          戸建の空き家を賃貸住宅（月額6万円以下）にするための改修費及び片付け費用の一部を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家の改修工事費、家具等の片付け、清掃費用を補助</li> <li>市内：補助率10%（上限40万円）</li> <li>中心市街地：補助率15%（上限60万円）</li> </ul> <p><b>【まちなか住宅団地整備計画の認定制度と補助金交付】</b>          まちなかの空き地又は空き家の有効活用及び居住を促進するため、まちなか住宅団地整備の認定制度を設け、公共施設整備に係る費用を補助。</p> <p>認定基準：中心市街地内の500㎡以上1,000㎡未満の住宅団地          1区画150㎡以上2区画以上かつ140㎡未満がない など</p> <p>補助対象：道路、公園、上下水道、街路、老朽建築物等除却費等の1/2以内（上限500万円）</p>		

番号	13	分類	④にぎわい
事業主体	北九州市、 家守事業者	場所	福岡県北九州市
概要	中心市街地の使われていない空き物件をリノベーションにより再生・活用することにより、地域で新たな事業を起こし、新たな雇用とにぎわいを生み出す「リノベーションまちづくり」を推進。		

取組内容等

【リノベーションスクール】

遊休不動産の所有者から提供された物件を対象に、国内の先駆的なリノベーション事業者を講師として多数迎え、全国から集まった受講生とともに物件の事業計画を作成し、最終日に所有者に向けて公開プレゼンテーションを行うもの。スクール後は家守事業者が不動産(空き家)オーナーをサポートし、提案を元に事業化を目指す。



【実績】

平成23年度からリノベーションスクールを開催。

15件の物件が再生され、385名の雇用を創出。(H27調べ)